

添付法令資料 3 :

住宅セクターにおけるリスクベース事業許可の実施における
事業活動基準、監督実施及び制裁賦課に関する

2025年12月31日付インドネシア共和国住宅及び居住地域大臣規則No.18 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 事業活動基準 (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 事業者及び地方政府の義務
 - 第 1 節 事業者の義務 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 2 節 地方政府の義務 (第 8 条ないし第 10 条)
- 第 4 章 監督 (第 11 条ないし第 15 条)
- 第 5 章 行政制裁賦課 (第 16 条ないし第 21 条)
- 第 6 章 終則 (第 22 条)